

太田市公式ホームページ運用管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、インターネットを利用して、本市の行政情報等を市民等に提供する太田市公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) サーバ 市ホームページの公開のために必要な情報処理装置及び周辺機器並びにこれらに導入されるソフトウェア（特定の業務処理を行うことを目的として各課が独自に整備するものを除く）をいう。
- (2) コンテンツ管理システム 市ホームページに掲載する情報（以下「情報等」という。）の新規掲載、更新、削除等について総合的に運用管理するシステム及び同システムを稼働させる情報処理装置をいう。
- (3) 情報提供課 市ホームページを利用して、市民等に情報等を提供する課等をいう。

(統括管理者)

第3条 情報等の全体管理のため、統括管理者を置く。

- 2 統括管理者は、企画部広報課長をもって充てる。
- 3 統括管理者は、次に掲げる職務を行う。

(1) 市民等及び職員からの市ホームページ全般に関する問い合わせに関する対応

(2) 情報等の適切な管理

(3) コンテンツ管理システムの運用及び管理

(4) その他情報等の全体管理に関し必要な事項

- 4 統括管理者は、管理上の必要により、情報等の修正及び削除を行うことができる。

(サーバ管理者)

第4条 サーバを管理するため、サーバ管理者を置く。

- 2 サーバ管理者は、企画部情報管理課長をもって充てる。
- 3 サーバ管理者は、次に掲げる職務を行う。

(1) サーバの障害発生原因の調査及び復旧措置

(2) 情報等のバックアップ

(3) 情報等のセキュリティ対策

(4) その他サーバを管理するために必要な事項

(情報管理者)

第5条 市ホームページに提供する情報を管理するため、情報管理者を置く。

- 2 情報管理者は、情報提供課の長をもって充てる。
- 3 情報管理者は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 所管する事務事業に関する情報の新規掲載、修正及び削除
- (2) 情報の適正な管理
- (3) 情報に関する市民等からの問合せ対応

4 情報管理者は、所管するホームページの作成及び更新作業を担当するホームページ担当者を指名するものとする。

(情報の掲載等)

第6条 情報提供課が市ホームページに情報を掲載する場合は、コンテンツ管理システムにより行うものとする。ただし、コンテンツ管理システムにより情報の掲載ができない場合は、更新作業依頼書(様式第1号)に当該情報の印刷物又は当該情報に係る電子媒体を添えて統括管理者に市ホームページへの掲載を依頼しなければならない。

2 前項本文の規定により情報等を掲載する場合は、情報管理者が掲載の可否を決定することができる。

3 統括管理者は、市ホームページの全体構成の整合性を図るとともに、情報等を迅速かつわかりやすく提供し、利用者が利用しやすいホームページとするため、情報管理者に指導及び助言を行うことができる。

(制限事項)

第7条 次の各号のいずれかに該当するものは、市ホームページに掲載することはできない。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 情報等の内容が主として、営業活動、政治活動、又は宗教活動を目的としたもの
- (3) 第三者をひぼう中傷し、又は第三者に不利益を与えると判断されるもの
- (4) 犯罪的行為に結びつくと判断されるもの又は法律に反すると判断されるもの
- (5) 本市の行政運営の実態と反し、利用者に誤解されるおそれがあるもの

(リンクの取扱い)

第8条 市ホームページからリンクすることができるものは、原則として次に掲げるものとする。

- (1) 電子申請その他の本市、国及び県が提供する電子行政サービス
- (2) 官公庁、地方公共団体(姉妹都市等を含む。)又は独立行政法人が提供するホームページ
- (3) 公共事業を実施することを目的に法令に基づき国又は地方自治体が設置した法人が提供するホームページ
- (4) 本市が出資する法人等であって、法人等を所管する情報管理者が認めるもの
- (5) バナー広告については、太田市ホームページ広告掲載取扱要綱(平成17年10月1日太田市制定)第4条の規定に基づくもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、統括管理者が認めるもの

(個人情報等の取扱い)

第9条 市ホームページに個人情報等を掲載する場合は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 太田市個人情報保護条例（平成17年太田市条例第11号）を遵守すること。
 - (2) 顔写真等を掲載するときは、原則として本人の了解を得ること。
 - (3) 著作権を有する情報を掲載するときは、原則として著作権者の了解を得ること。
- （稼働時間）

第10条 市ホームページは、原則として通年稼働とする。

（稼働の停止）

第11条 前条の規定にかかわらず、サーバ管理者は、サーバの保守作業、障害復旧作業及びその他必要と認めるときは、サーバの稼働を停止することができる。

2 サーバ管理者は、前項の規定によりサーバの稼働を停止する場合は、事前に統括管理者に通知しなければならない。ただし、緊急に停止する場合は、停止後速やかに統括管理者に報告するものとする。

（その他）

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、統括管理者及びサーバ管理者が協議の上定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。